

## 5 議事録

佐野会長 皆さんおそろいようですので、これから第8回の審議会を開催いたしますけれども、初めに本日の出席委員の状況について、報告をお願いいたします。

賃金室長 本日、公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員5名、全員15名の出席となっております。

佐野会長 ありがとうございます。本審議会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議は有効に成立していることを確認いたしました。

なお、本日の議題は特定最低賃金の改正決定について、埼玉地方最低賃金審議会公開要綱の改定についてでございます。埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づき公開とし、議事録についても同規程第7条第2項により公開といたします。

なお、本日の傍聴人はいらっしゃいません。また、本審議会の議事録署名人をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私、佐野が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

続きまして、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

賃金室長 次第に続きまして、資料の目次となっております。以下配付資料について、表題を読み上げさせていただきます。

資料1-1、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金。資料1-2、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の報告書。資料1-3、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金の報告書。資料1-4、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の報告書。資料1-5、埼玉県自動車小売業最低賃金の報告書。資料2-1、埼玉地方最低賃金審議会公開要項(改定案)。資料2-2、埼玉地方最低賃金審議会会議公開要綱、現行のものとなっております。資料2-3、埼玉地方最低賃金審議会運営規程。資料2-4、最低賃金専門部会運営規程。

以上が本日の資料となっております。欠落等がございましたらお申し出ください。

佐野会長

大丈夫ですか。それでは、議題1は特定最低賃金の改正決定についてでございます。まず、事務局からそれぞれの専門部会長報告書について報告をお願いいたします。

賃金室長

それでは、各部会長報告書を読み上げという形で報告させていただきます。お手元に配付した配付資料の報告書1-1から御覧ください。

まず資料1-1ですが、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金専門部会の福田部会長から、佐野会長宛ての非鉄金属の改正決定に関する報告書となっております。

当専門部会は、令和2年8月3日埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりであるということで、記の下のほうに各委員の名前がございます。

開きまして、別紙2を読み上げさせていただきます。

1、適用する地域、埼玉県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で非鉄金属製造業（非鉄金属第1次精錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ）または純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る）を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。（1）18歳未満または65歳以上の者、（2）雇入れ後3か月未満の者であって、技能習得中のもの。（3）次に掲げる業務に主として従事する者、イ、清掃または片づけの業務、ロ、手作業による包装、袋詰め、箱詰めまたは運搬の業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間948円。

5、この最低賃金において賃金に参入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、令和2年12月1日。

次、資料1-2になりますが、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の福田部会長から、佐野会長宛ての報告書となっております。

専門部会の委員は記載のとおりでございます。

開きまして別紙になりますが、別紙の1、3、5、6は先ほど申し上げました非鉄金属と同様の内容となっております。

2の適用する使用者に関しましてですが、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業〔医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ〕、情報通信機械器具製造業または純

粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業または情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る）を営む使用者。

4、労働者に係る最低賃金額は、1時間954円となっております。

続きまして資料1-3、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の満木部会長から、佐野会長宛ての報告書となっております。

専門部会の委員は記載のとおりでございます。

別紙に関しまして、1、3、5、6は非鉄金属の報告と同じでございます。

2、適用する使用者、前号の地域内で輸送用機械器具製造業〔産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所除く。以下同じ〕、または純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る）を営む使用者。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間966円。

資料1-4、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会の鈴木部会長から、佐野会長宛ての報告書となっております。

専門部会委員は記載のとおりでございます。

別紙に関しましては、1、3、5、6は非鉄金属製造業の報告と同じでございます。

2、適用する使用者、前号の地域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所または純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、光学機械器具・レンズ製造業または時計・同部分品製造業に分類されるものに限る）を営む使用者。

4、前号の労働者に係る最低賃金額は、1時間963円。

資料1-5になります。埼玉県自動車小売業最低賃金専門部会の土屋部会長から、佐野会長宛ての報告書となっております。

専門部会の委員は記載のとおりでございます。

別紙に関しまして、1、5、6は先ほどの非鉄金属製造業の報告と同じでございます。

3の適用する労働者の部分に関しましては、手作業による包装、袋詰め、箱詰めまたは運搬の業務に主として従事する者は除かれた形での記載となっております。

2、適用する使用者、前号の地域内で自動車小売業〔（二輪自動車小売業（原付自転車を含む）を除く。以下同じ〕、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所または純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る）

を営む使用者。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間962円。  
以上です。

佐野会長

ありがとうございます。それでは、各専門部会から、部会の状況について御報告をいただきたいと思います。

最初に、埼玉県非鉄金属製造業、及び埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の2つの専門部会を御担当いただきました福田委員から、お願いいたします。

福田委員

簡潔に御報告させていただきます。従来は御案内のとおり、亡くなった根岸委員から示されました前年度の伸びに各業種の鉱工業生産指数を掛けるような方式で引上げ額を出してきたわけですが、御案内のとおり今年はコロナということで、地賃もプラス2円という状況の中で、従来のやり方を踏襲するのは現実的とは言えないだろうという認識からスタートいたしまして、まず非鉄については、労側は他業種との特賃との差の7円をスタートに議論を開始いたしました。また、電子部品では春闘をベースに、それにコロナによるマイナスを踏まえて11円をスタート地点として議論を開始いたしました。

これに対して経営側は、今年はコロナで特別な環境で非常に厳しい状況にあるので、地賃並みのプラス2円ということが経営側のスタートでございました。その間何度かやり取りをさせていただいたのですが、最終的には労使協調という埼玉の伝統を踏まえまして、非鉄については地賃の引上げ額プラス2円の948円、プラス4円で948円。電子部品については地賃の引上げ額プラス1円の3円、具体的には954円ということで、白丸で決着することができました。

最後にこの場をお借りしまして、労使双方の現実的な対応また御協力に対しまして、心からお礼を申し上げます。

簡単ですが、以上とさせていただきます。

佐野会長

ありがとうございました。それでは、次に埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を御担当いただきました満木委員からお願いいたします。

満木委員

輸送用機械の概要について申し上げます。まず労側は会議冒頭で、春闘の結果を踏まえると、プラス18円程度となりますが、今年は特殊事情を踏まえ、協定がある企業の中で昨年の最低額970円と、今年最低額980円の差である10円を要求したいということで始まりました。これに対して使用者側は、これまでの引上げ額の算出根拠を参考にとすると、今年は12円から20円アップとなるけれども、今年

の経済状況からはとても対応できない。雇用を守るというのがベースであり、地賃の引上げ額2円を基本としたいということで始めました。

その後、何回か意見のやり取りをして、最終的に今年はコロナ禍における特殊事情を考慮して、労使双方とも従来の引上げ額の考え方によらず、労使協調による審議を尊重したいという意見で歩み寄り、プラス5円ということで妥結いたしました。

以上です。

佐野会長

ありがとうございました。

次に、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会を担当していただきました鈴木委員からお願いいたします。

鈴木委員

光学機械等製造業の最低賃金専門部会の御報告をいたします。会議冒頭、労働者側は、申請5事業者の春闘における単純引上げ額を1.9%であることを踏まえまして、特定最低賃金額を959円に1.9%を乗じました19円と主張していました。一方、使側ですけれども、同じく会議冒頭では、埼玉県の鉱工業生産指数（光学機械）が1-3月期マイナス1.9%、6月期はマイナス12.1%であったこと、さらに光学機械の産業は人件費の安い海外との競争にさらされており、経営そのものが成り立たないケースがあることなどで、コロナの影響から雇用を守ることを優先したいという意見を踏まえまして、譲歩してもプラス3円という主張がなされました。

その後複数回労使とのやり取りを行いまして、最終的には、今年度はコロナ禍における労使協調による審議を尊重したいという意見で双方が歩み寄りまして、プラス4円、963円で妥結いたしました。

最後に部会委員に対して、全会一致の結論を得ることができましたことをこの場を借りて感謝申し上げます。

以上になります。

佐野会長

ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、埼玉県自動車小売業最低賃金専門部会を御担当いただきました土屋委員からお願いいたします。

土屋会長代理

自動車小売業の専門部会は、9月7日の第1回合同部会に続いて、第2回を9月29日に行いました。全体協議において、まず労働者側からは、人材確保の必要性、仕事の高度化、コロナ対応による業務負荷の増大などを踏まえ、本産業の基幹的労働者にふさわしい最低賃金水準の実現のために、一定の引上げ、改善が必要であるという趣旨の

主張がなされました。具体的には、本来であれば今春闘の自動車総連販売部門の賃上げ率2.29%を基に金額の提示を行うところ、コロナ禍での状況の悪化を特に考え、連合全国100人未満規模の賃上げ率から金額換算した17円に、4月から7月の新車販売台数の前年同期比75.4%を乗じて、12円を主張しました。

他方、使用者側からは、1月から7月の新車販売台数が前年同期比でマイナス17.0%、中古車登録台数もマイナス3.6%と落ち込んでいること、小規模事業者の経営が特に厳しくなっており、雇用の確保がまず大事であること、業界の先行き不透明感も強いことなどから、人材確保、処遇改善の重要性は、労働者側と理解を同じくしつつも、最賃引上げ額については基本的にゼロベースで考えざるを得ず、具体的には地域別最賃の引上げ率を基にして2円を主張しました。

その後個別協議を繰り返す中で、労使ともに合意に向けて歩み寄りがなされ、その結果、引上げ額5円ということで合意が成立し、採決の結果、これを全会一致で結審しました。

以上です。

佐野会長

ありがとうございました。ただいま5つの専門部会から報告をいただきましたけれども、何か質問はございますか。よろしいですか。

それでは、ただいまの5業種の専門部会長報告を受けて、一括して採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐野会長

ありがとうございます。

それでは、採決に入らせていただきます、5業種の専門部会長報告の結論について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

佐野会長

全会一致で議決したものと認めます。ありがとうございました。

それでは、事務局で答申文(案)を配付し、読み上げをお願いいたします。

(事務局から各委員に答申文(案)配付)

佐野会長

お手元に渡りましたでしょうか。それでは、答申文(案)を読み上げていただきたいと思います。お願いいたします。

賃金室長

それでは、答申文(案)を読み上げます。なお、別紙につきまして

は、最低賃金の件名と改定最低賃金額を読み上げさせていただきます。  
なお、効力発生日は全て令和2年12月1日でございます。では、読み上げさせていただきます。

令和2年10月1日、埼玉地方最低賃金審議会、佐野会長から埼玉労働局長、増田嗣郎宛ての特定最低賃金の改正決定に係る答申でございます。

当審議会は、令和2年8月3日付け埼玉労発基0803第3号をもって諮問のあった下記の各特定最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1から5のと通りの結論に達したので答申する。

1、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第2号）。

2、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第3号）。

3、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第4号）。

4、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第5号）

5、埼玉県自動車小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第7号）。

別紙につきまして、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間948円。

別紙2、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間954円。

別紙3、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間966円。

別紙4、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間963円。

別紙5、埼玉県自動車小売業最低賃金。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間962円。

以上でございます。

佐野会長

ありがとうございます。今読み上げていただきましたけれども、答申文（案）についてこれでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

佐野会長

異議なしとして認めます。これから答申文（案）のとおり、埼玉労働局長へ答申いたしますので、よろしく願いいたします。

(会長から労働局長に答申文手交)

労働局長

それでは、私から一言御礼を申し上げます。

去る8月3日に諮問させていただきました5業種の特定最低賃金の改正決定につきまして、ただいま佐野会長より答申をいただいたところでございます。委員の皆様方におかれましては、先ほどから部会長の御報告にもございましたように、特定最低賃金に係る産業の事情を踏まえた慎重かつ真摯な御審議をいただきまして、本日の答申を取りまとめていただきましたこと、それに多大な御尽力をいただきましたことにつきまして御礼を申し上げます。

当局といたしましては、いただきました答申を受けまして、これを尊重し、12月1日の改正発効に向けて、速やかに改正決定の手続を進めてまいりたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

賃金室長

局長は所用のためここで退席させていただきます。

佐野会長

それでは、事務局から、今後の日程について説明をお願いいたします。

賃金室長

今後の日程の御説明をさせていただきます。本日、答申をいただきましたので、答申内容について意見申出の公示を行います。異議申出の締切りは10月16日金曜日となります。

異議申出があった場合は、10月19日月曜日に審議会を開催いたします。改正発効予定日は12月1日となりますので、官報公示予定日は10月30日となります。

佐野会長

ありがとうございました。今、御説明いただきました異議審については、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づき公開とし、議事録についても、同規程第7条第2項により公開としますので、お酌みおき願います。

続きまして、議事の2番、埼玉地方最低賃金審議会会議公開要綱の改定についてですが、事務局から御説明をお願いいたします。

賃金室長

公開規定に基づきこれまで会議の公開をしておりましたけれども、議事録及び資料を公開することでの公開規定の改定案を事務局から説明させていただきます。詳細は賃金指導官から説明いたします。

賃金指導官

それでは、担当から、埼玉地方最低賃金審議会会議公開要綱の改定



案について説明申し上げます。

埼玉地方最低賃金審議会における公開については、平成11年4月27日付の閣議決定であります審議会等の整備合理化に関する基本的計画に基づきまして、埼玉地方最低賃金審議会におきましても、埼玉地方最低賃金審議会運営規程及び専門部会運営規程に基づく埼玉地方最低賃金審議会会議公開要綱を平成16年5月20日から施行し、実施してきたところですが、最低賃金に関する社会的関心の変化や情報公開の流れの中で、審議会のさらなる透明化が求められてきていることから、会議の公開のみならず、議事録や資料を含めた審議会の標準的な取扱いを定める必要があるため、本要綱を改定するものです。

主な変更点は、会議の公開から会議議事録や議事要旨と資料を含めた公開についての具体的な取扱いについて定めることとしたもので、要綱の名称についても「会議」を削除し、審議会の「公開要項」としたものです。併せて要綱の「綱」の字を改定しております。

次に、その他の改定部分について説明させていただきます。お手元の資料番号2-1が要項の改定案、2-2が現行の要綱となっております。第3条でございますが、傍聴の受付開始日を14日前から10日前に変更し、第4条で受付の終了日をこれに合わせて変更しております。また、審議の状況により審議会が臨時に開催される場合に対応するために、第3条にただし書を追加しております。4条、5条では、申込の方法に電子メールを追加しました。11条から13条は、今回の改定で追加した条文です。

11条ですが、議事録及び議事要旨は、関係労働者または関係使用者が、改正賃金法第25条第5項に基づき意見する場合や、法第11条第2項に基づき、最低賃金審議会の意見に関する異議の申出等を行う際に参考となるものであることから、可能な限り速やかに作成することが必要であることから追加いたしました。

12条ですが、議事録は会議参加者の確認や議事録署名人の署名が必要であることから、やむを得ず時間を要する場合があります。最低賃金法25条5項に基づき意見をする場合や、法第11条第2項に基づき最低賃金審議会の意見に関する異議の申出を行う際に参考となるものを示す必要があることから、追加いたしました。

13条は議事録、議事要旨及び資料の公開方法を定めたものです。一般の閲覧等に供するほか、埼玉労働局のホームページに掲載することとしたものです。

以上、公開要綱の改定案について説明させていただきました。

佐野会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、委員の先生方から何かございますか。

ないようですから、私、3つばかり意見と確認をさせていただきた

いと思うんですけれども、まず開催について、第3条で、埼玉労働局においてホームページに掲載することになりましたが、この辺ホームページに何年ぐらい載せるとか何か決めておられますか。規定とは関係ございませんけれども。

賃金指導官 受付期間と同じ期間、現在では14日前から6日前まで掲示しているところでございますが、この改定によりまして。

佐野会長 全体的に議事録の公開期間は確定した後何年ぐらいですか

賃金指導官 今は労働局のホームページの掲載について、例えば5年とか10年と定めているものはございません。

佐野会長 原則で何年間やるというのを後で決めていただきたいと希望しております。

労働基準部長 今後の取扱いになるのですけれども、地方労働審議会の議事録と併せて、今後掲載期間を決定していくこととしております。

佐野会長 ありがとうございます。それから、2番目に第5条で人数等がございまして、傍聴人が多い場合には抽選するということが書いてあるんですけれども、抽選する場合、特定の団体がたくさん押し寄せて、抽選する機会が増えると。ですから、そういう場合には特定の団体は1名にするとか、何か配慮していただけて行っていくような規定を考えていただきたいと思っています。それはあまりないのかもしれませんが、もしものことがありますので、御検討いただければと思います。

労働基準部長 検討いたします。

佐野会長 それから、これはぜひ考えていただきたいのが第8条でございまして、印象として2つございます。1つは、2項とか3項については細か過ぎるなど。私、個人的にこれは要らないかという感じがしたんですけれども、一番大事なのは、「事務局から是正を求め」とありますが、事務局がいきなり受けるのではなくて、満木先生にも伺ったんですけれども、裁判所においても裁判官がこの辺、傍聴人について、うるさい場合には退室を求めるというのもありますので、それに準じて、審議会のときは会長等が判断して、必要な場合は退去を求めると。それを受けて事務局がやるほうが、いろいろと何か訴訟の問題になったときにも私はそのほうがいいのかという感じがありますので、条文を直

していただいたほうがよろしいのかと思っております。

以上でございます。

労働基準部長           ただいま御発言いただきました第8条でございますけれども、第1項と第2項につきまして「事務局から」、ここの文言につきまして、「会長または部会長（以下「会長等」とする）」としまして、改定とさせていただきますと考えています。

佐野会長               これはほかの委員の皆様、私は自分の考えで言ったんですけれども、今、触れた点について何か御意見はございますか。そういう改正でよろしいですか。

今回、直した文章の手直しは間に合いますか。間に合わなかったら、事務局に改正案を作って、私の責任において確認させていただいて、それでもって決定したことにはしたいんですけれども、これから審議会の後に全員協議会の日程を決めさせていただきますので、そのときにまた報告させていただくという形にしたいと思うのですが、そんな段取りでもよろしいですか。

嶺岸委員               2点。くだらない話かもしれないけれども、これは名前が変わったのは何ですか。

2点あって。「審議会会議公開要綱」から「審議会公開要項」に変わったのと、今おっしゃった「要項」の「項」が違う。これは何かにそろえたんですか。

労働基準部長           今回御説明させていただきました中で、今までも厚生労働省また政府からの指示等がございましたけれども、新たに本年3月に指示がございまして、その中の文言に合わせたということになります。

嶺岸委員               そろえたということですね。

労働基準部長           はい。

嶺岸委員               もう1点ですけれども、先ほどホームページの閲覧期間の話があったのですが、そもそも議事録の閲覧期間って何年ですか。永久ですか。

いや、ホームページではなくて、例えば「紙で閲覧させてください」と来たときに、その閲覧期間は今何年ですか。

労働基準部長           基本的には保存期間になります。

嶺岸委員               保存期間は何年ですか。

賃金室長 10年です。  
その後移管という手続となります。

賃金指導官 こういう文書を保管する別の施設があるのですが、そこに移管することになります。

嶺岸委員 そうすると、永久保存なんですね。永久保存といっても、200年後がどうかという話は別として。

嶺岸委員 ここにあるかどうかは別として、議事録の閲覧の請求があったら探してきてでも見せなければならないという期間は何年ですか。

労働基準部長 原則10年でございます。

嶺岸委員 分かりました、ありがとうございます。

佐野会長 ほかによろしいですか。  
それでは、今、手続的に、要項を私が申し上げたところを文案にするのも時間がかかりますので、今言ったように事務局で原案を作っていて、私がそれを確認するということで代えさせていただきたいと思います。改正した文については全員協議会でもまた改めて御提示いただければと思います。よろしく願いいたします。  
それでは、案のとおり決定することについて、賛否を問いたいと思いますけれども、案のとおりでよろしいでしょうか。今、改正した趣旨のところを直したような形ですけれども、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

佐野会長 ありがとうございます。  
それでは、案のとおり決定することにいたします。  
議題3はその他でございまして、まず委員から何かございますか。どうぞ。

平尾委員 今回、各特定最低賃金の改定を審議する審議会において、このような形で全会一致で決定したことに改めて感謝を申し上げたいと思います。  
その上で我々、今回の5業種について、コロナ禍ということで通常にない審議会だったと認識しております。その中で、来年のことは来年のことかもしれませんが、特定最低賃金の審議の在り方につ

いては、引き続き埼玉の実情をしっかりと踏まえた形での審議会を望みたいと思いますし、そのことは皆さんも御承知かと思えますけれども、改めて御要望させていただきたいと思えます。

あともう1点は、今年、必要性審議に当たって、非鉄と電機については、労使を呼んでということでの意見聴取にトライアルさせていただいたと思えます。これはこの場でということはないですけども、来年の全員協議会などで、来年度に向けての在り方といったことについてもぜひ審議といたしますか、皆さんと御議論させていただければと思えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

佐野会長

ありがとうございます。そのほかにもございますか。  
それでは、事務局から何かございますか。

賃金室長

特にございません。

佐野会長

それでは、順調に議事が進みましたので、これで第8回埼玉地方最低賃金審議会を閉会とすることにいたします。ありがとうございました。